

武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会委員の委嘱  
及び第1回武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会

日時：平成21年6月22日（月）

午前10時00分から

場所：市役所3階 301会議室

1 委員の委嘱等について

- (1) 委嘱書の交付
- (2) 市長あいさつ
- (3) 委員の紹介

2 第1回武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会

議題1 男女共同参画推進市民委員会委員長及び副委員長の選任について

議題2 会議の取扱いについて

議題3 今後の会議の進め方等について

議題4 YOU・Iフォーラムの開催について

3 学習タイム

『男女共同参画社会 ～誰もがイキイキ暮らせる社会をめざして～』

4 その他

**武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会設置要綱**平成 12 年 3 月 16 日  
訓令(乙)第 21 号

注 平成 20 年 3 月 24 日訓令(乙)第 22 号より条文注記入る。

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会の実現をめざし、武蔵村山市男女共同参画計画の効果的な推進と市民の参画を促進するため、武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)市が発行する男女平等・男女共同参画に関する情報紙(誌)の企画、編集及び発行協力
- (2)市が開催する男女平等・男女共同参画に関する講演会等の企画及び開催協力
- (3)市が行う男女共同参画計画の推進に関する事務への協力
- (4)その他、男女平等・男女共同参画に関する調査研究

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる津ところにより市長が委嘱する委員 10 人をもって組織する。

- (1)識見を有する者 5 人
- (2)公募による 18 歳以上の市民(武蔵村山市内に住所を有し、又は武蔵村山市内に在勤し、若しくは在学する者をいう。) 5 人

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(任期)

第 6 条 委員長、副委員長及び委員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、市民生活部地域振興課において処理する。

(平 20 訓令(乙)22 一部改正)

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 4 月 27 日訓令(乙)第 35 号)

この要綱は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 31 日訓令(乙)第 28 号)

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 24 日訓令(乙)第 22 号)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

### 武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会委員名簿

(任期：平成21年6月22日から平成22年3月31日まで)

氏名	選出区分	備考
内野 登志子	設置要綱第3条第1号	民生児童委員協議会
栗原 誠	同 第1号	武蔵村山市商工会
菅澤 綾乃	同 第2号	公募
鈴木 寿子	同 第2号	公募
寺山 祐司	同 第1号	公立小中学校長会選出教諭
中道 久視子	同 第2号	公募
浜浦 秀行	同 第1号	自治会連合会
宮川 文	同 第2号	公募
宮崎 祥子	同 第1号	法人立保育園長会
山部 美津子	同 第2号	公募

(五十音順敬称略)

### 武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会事務局

職名	氏名
市民生活部長	河野 幸雄
地域振興課課長	川島 一利
地域振興課市民協働グループ主査	木村 朋子
地域振興課市民協働グループ主事	橋本 真奈美

## 武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針

(平成19年6月11日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この指針は、武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針(平成18年10月11日市長決裁。以下「設置運営指針」という。)第11条第2項及び第13条第2項の規定に基づき、武蔵村山市における附属機関等の会議(以下「会議」という。)及び会議録の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この指針において使用する用語は、設置運営指針において使用する用語の例による。

(会議の公開の可否)

第3条 会議の公開の可否は、附属機関等の長(以下「議長」という。)が会議に諮って決定する。

(会議の非公開)

第4条 前条の規定により会議を公開することと決定した場合であっても、非公開情報(設置運営指針第11条第1項ただし書に規定する場合に該当する情報をいう。以下同じ。)を審議する会議は、公開しない。

2 一の会議で、非公開情報と非公開情報以外の情報を審議するときは、非公開情報以外の情報の審議に限り公開するものとする。

3 前2項の場合において、一の情報を非公開情報として取り扱うことの可否は、議長があらかじめ会議の庶務を処理する課又はこれに相当する組織の長(以下「庶務担当課長」という。)と協議して決定するものとする。

4 議長は、前項の規定により一の情報を非公開情報として取り扱うことと決定したときは、当該決定に係る非公開情報を審議する会議において、庶務担当課長をして当該情報を非公開情報として取り扱う理由を説明させ、当該決定について当該附属機関等の委員の承認を受けるものとする。

(会議の公開の方法)

第5条 会議の公開は、これを傍聴させることにより行う。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始時間の10分前までに、附属機関等の会議の傍聴申込書(第1号様式)により議長の許可を受けなければならない。

3 議長は、会議を傍聴しようとする者が武蔵村山市議会傍聴規則(昭和55年武蔵村山市議会規則第2号。以下「市議会傍聴規則」という。)第6条各号のいずれかに該当するときを除き、前項の許可をしなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、議長は、会議を開催する場所の収容能力を超える傍聴の申込みがあったときは、当該収容能力を超える申込みについて、同項の許可をしないことができる。

5 前項の場合における第2項の許可は、原則として申込みの順序によるものとする。

(会議次第の配布等)

第6条 議長は、会議の傍聴の許可を受けた者(以下「傍聴者」という。)に会議の議題を記載した会議次第を配布する。

2 傍聴席は、原則として椅子のみとする。

(傍聴者の遵守事項等)

第7条 傍聴者は、市議会傍聴規則第7条に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 傍聴者は、議長が会議に諮って許可した場合を除き、写真、映像等を撮影し、又は録音してはならない。

3 議長及び庶務担当課長は、前2項の規定に違反する傍聴者があるときは、必要な指示をするものとする。

4 議長は、前項の指示に従わない傍聴者があるときは、これを退席させることができる。

( 会議公開運営要領の制定 )

第 8 条 議長は、第 3 条の規定により会議を公開することと決定したときは、会議に諮って会議の公開に関する運営要領を定めるものとする。

2 前項の運営要領は、第 2 号様式に準じて定めるものとする。

( 会議開催情報の公表の方法 )

第 9 条 設置運営指針第 1 2 条の規定により会議の開催日時、開催場所、議題等を公表するときは、庶務担当課長は、会議の開催情報 ( 第 3 号様式 ) を市政情報コーナーに備えるとともに、その概要を市ホームページに掲載するものとする。

2 前項の規定による会議の開催情報の公表は、会議の開催日の 1 週間前までに行わなければならない。ただし、緊急に会議を開催するときは、この限りでない。

3 第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により、会議を非公開とし、又は会議の一部を公開するときは、庶務担当課長は、第 1 項の規定による公表に際し、その旨及びその理由を示すものとする。

( 会議録の作成 )

第 1 0 条 会議録の作成は、次に掲げるところによる。

第 4 号様式に準ずること。

審議経過がわかるように、主な意見等を簡潔に記載すること。

発言者の氏名 ( 職名その他発言者を識別できる情報を含む。以下同じ。 ) は、記載しないこと。ただし、発言者の氏名を公にしても、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがないと認める場合であって、かつ、会議において承認を受けたときは、この限りでない。

( 会議録の承認 )

第 1 1 条 会議録は、当該会議録に係る会議の開催日以後 1 か月以内に、会議において承認を受けて確定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内に会議を開催する予定がないときその他同項の規定により難しいときは、当該会議録に係る会議に出席した附属機関等の委員全員の承認を受けることにより、同項の承認に代えることができる。

( 会議録の公開の手続 )

第 1 2 条 会議録の公開の手続は、武蔵村山市情報公開条例 ( 平成 1 8 年武蔵村山市条例第 2 0 号 ) 第 2 章第 1 節に定めるところによる。

2 前項の規定は、武蔵村山市情報公開条例第 2 8 条第 2 項の規定により会議録を公表することを妨げるものではない。

附 則

( 施行期日 )

1 この指針は、平成 1 9 年 7 月 1 日から施行する。

( 審議会等の会議の公開に関する基本方針等の廃止 )

2 次に掲げる規程は、廃止する。

審議会等の会議の公開に関する基本方針 ( 平成 1 0 年 1 0 月 6 日市長決裁 )

審議会等の会議の公開に関する実施指針 ( 平成 1 1 年 1 月 1 2 日市長決裁 )

審議会等の会議の公開に関する実施指針の運用方針 ( 平成 1 1 年 1 月 1 2 日市長決裁 )

( 経過措置 )

3 この指針の施行の際、現にこの指針による廃止前の審議会等の会議の公開に関する実施指針の運用方針第 4 項の規定に基づいて制定された審議会等の会議の公開に関する運営要領は、第 8 条第 1 項の規定に基づいて制定されたものとみなす。

（表）  
附属機関等の会議の傍聴申込書

第 号

年 月 日		
（附属機関等の長） 殿  <p style="text-align: center;">申込者氏名</p> 会議を傍聴したいので、下記のとおり申し込みます。		
傍 聴 者	氏 名	
	住 所	
	連 絡 先	
附属機関等の名称		
開 催 日 時		年 月 日（ ） 午前・午後 時 分から
開 催 場 所		
備 考		

附属機関等の会議の傍聴許可書

第 号

傍 聴 者	氏 名	
	住 所	
	連 絡 先	
附属機関等の名称		
開 催 日 時		年 月 日（ ） 午前・午後 時 分から
開 催 場 所		
備 考		
上記のとおり会議の傍聴を許可します。  <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">（附属機関等の長）</p>		

(裏)

傍 聴 者 心 得

- 1 許可なく写真、映像等を撮影し、又は録音しないこと。
- 2 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- 3 特別な場合を除くほか、帽子、えり巻等を着用しないこと。
- 4 飲食及び喫煙をしないこと。
- 5 会議における討論等に対して、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- 6 私語、談笑等を慎むこと。
- 7 決められた出入口以外からは出入りしないこと。
- 8 その他会議の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。

## 武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会の会議の公開に関する運営要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針（平成 19 年 6 月 11 日市長決裁。以下「会議公開指針」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づき、武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第 2 条 会議は、非公開情報に係る審議を除き、公開する。

（非公開情報の承認）

第 3 条 議長は、会議公開指針第 4 条第 3 項の規定により非公開情報として取り扱うことと決定したものがあるときは、会議の開会前に、庶務担当課長にその理由を説明させ、委員の承認を受けるものとする。

2 前項の承認は、出席委員の合議により行うものとし、合議が整わないときは、出席委員の過半数で決するものとする。

（会議の一部公開）

第 4 条 会議の一部を公開するときは、まず非公開情報以外の情報に係る審議を行い、当該審議の終了後、傍聴者を退席させた上で非公開情報に係る審議を行うものとする。

（傍聴の許可）

第 5 条 議長は、会議の開会前に、会議公開指針第 5 条第 2 項の規定による許可を行うものとする。

2 議長が前項の許可をしたときは、庶務担当課長は、会議においてその旨を報告するものとする。

（委任）

第 6 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

## 今後の会議の進め方等について（案）

### 1 基本的な考え方について

男女共同参画社会の実現に向けて、平成12年3月に『武蔵村山市男女共同参画計画 - 男女YOU・Iプラン』を策定し、広く男女平等・男女共同参画に関する施策の推進に取り組んでいる。その一環として、今後も継続的に男女共同参画についての市民意識の高揚を図るための啓発事業を実施する必要がある。

このことから、男女共同参画推進市民委員会では、当該委員会設置要綱に基づく次の啓発事業を中心に活動を展開し、より効果的な推進を図る。



#### 平成21年度武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会の主な事務事業

情報誌「YOU・I」(男女平等・男女共同参画に関する情報誌)の年3回発行についての企画、編集及び発行協力

「YOU・Iフォーラム」(男女平等・男女共同参画に関する講演会等)の企画及び開催協力

### 2 運営方法について

運営方法については、上記の事業で分科会にせず、従来どおり委員会の一体感を醸成しながら効果的な推進を図るために全体会で運営し、時間的な制約のある中でより効果的な事務事業の推進を図っていくこととする。

(参考)

#### 武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会設置要綱<抜粋>

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が発行する男女平等・男女共同参画に関する情報紙(誌)の企画、編集及び発行協力
- (2) 市が開催する男女平等・男女共同参画に関する講演会等の企画及び開催協力
- (3) 市が行う男女共同参画計画の推進に関する事務への協力
- (4) その他、男女平等・男女共同参画に関する調査研究

### 3 学習時間について

市では、平成12年に武蔵村山市男女共同参画計画を策定し、男女平等・男女共同参画社会の形成を促進するための指針としているが、この計画が平成21年度をもって計画期間が終了になることから、今年度、平成22年度からの新たな計画を策定する。

そのため、計画の途中経過等を委員会で報告し、男女共同参画について学ぶとともに、計画に対し意見をもらいたいと考えている。

## 平成21年度男女共同参画推進市民委員会スケジュール(案)

開催日	内 容	備 考
平成21年 6月	委員会委員の委嘱 第1回委員会 ・委員長及び副委員長の互選について ・今後の進め方等について	ミニ学習タイム
7月	第2回委員会 ・「YOU・Iフォーラム」及び情報誌「YOU・I」第18号の企画検討等	・YOU・Iフォーラムをどういう形態で開催するかの検討も含む
8月	第3回委員会 ・「YOU・Iフォーラム」及び情報誌「YOU・I」第18号の企画検討等 ・女性センター等視察場所の企画	ミニ学習タイム
9月	情報誌「YOU・I」第18号の発行 第4回委員会 ・「YOU・Iフォーラム」及び情報誌「YOU・I」第19号の企画検討等	
10月	第5回委員会 ・「YOU・Iフォーラム」及び情報誌「YOU・I」第19号の企画検討等	ミニ学習タイム
11月	第6回委員会 ・男女共同参画計画(案)報告	
12月	情報誌「YOU・I」第19号の発行 第7回委員会 ・他市女性センター等女性施策関連施設視察又は他市情報交換会(場所は第3回委員会で決定)	
平成22年 1月	第8回委員会 ・「YOU・Iフォーラム」の運営準備 ・緑が丘ふれあいセンター職員との意見交換会	・情報誌第20号については、『男女共同参画計画策定号』とし、事務局で編集し発行予定。
2月	第9回委員会 「第10回YOU・Iフォーラム」の開催	
3月	情報誌「YOU・I」第20号の発行 第10回委員会 ・委員会活動の総括	ミニ学習タイム

上記のとおり委員会を8回、他市センター視察及びYOU・Iフォーラムへの運営協力を予定しているが、状況によりその他に委員間で自主的な情報誌の編集打合せや取材等を行う場合がある。

YOU・Iフォーラムの開催時期は、第2回委員会で検討するため変動する場合がある。

## YOU・Iフォーラム開催経過

回	内 容
第1回	<p>【日時】 平成12年12月2日(日)14時00分～16時35分</p> <p>【場所】 武蔵村山市役所401大集会室</p> <p>【内容】 第1部 基調講演(14時10分～15時) 演題 「ズバリ分かる!男女共同参画イロハのイ」 講師 三井マリ子氏(女性政策研究家)</p> <p>第2部 パネルディスカッション(15時10分～16時30分) コーディネーター 三井マリ子氏</p> <p>【参加者数】 70名</p>
第2回	<p>【日時】 平成13年12月1日(土)13時5分～15時40分</p> <p>【場所】 武蔵村山市民会館小ホール</p> <p>【内容】 第1部 基調講演(13時15分～14時10分) 演題 「男女共同参画社会を“美しく走る”ために」 講師 宮原美佐子氏(ソウルオリンピック女子マラソン代表)</p> <p>第2部 フロアディスカッション(14時25分～15時35分) コーディネーター たじりけんじ氏(男も女も育児時間を!連絡会世話人)</p> <p>【参加者数】 99名</p>
第3回	<p>【日時】 平成15年3月2日(日)午後1時00分～午後2時30分</p> <p>【場所】 武蔵村山市民会館小ホール</p> <p>【内容】 講演会 演題 新しいパートナーシップの創造 ～男と女が共に支えあう社会を目指して～ 講師 向井万起男氏(医師・医学博士)</p> <p>【参加者数】 232名</p>

	<p>【その他】 東京都と共催で実施</p>
第4回	<p>【日時】 平成16年3月7日(日)午後2時00分～午後3時30分</p> <p>【場所】 武蔵村山市民会館小ホール</p> <p>【内容】 講演会 演題 いのちの感受性 ～いま共生のとき～ 講師 落合恵子氏(作家)</p> <p>【参加者数】 156名</p>
第5回	<p>【日時】 平成17年3月6日(日)午後2時00分～午後3時40分</p> <p>【場所】 武蔵村山市民会館小ホール</p> <p>【内容】 講演会 演題 伝統の男社会に入って四半世紀 講師 神田紅氏(講釈師)</p> <p>【参加者数】 175名</p>
第6回	<p>【日時】 平成18年3月5日(日)午後2時00分～午後3時40分</p> <p>【場所】 武蔵村山市民会館小ホール</p> <p>【内容】 講演会 演題 男女共同参画時代に思う ～アナウンサー歴40年の経験から～ 講師 遠藤泰子氏(フリーアナウンサー)</p> <p>【参加者数】 205名</p>
第7回	<p>【日時】 平成19年3月3日(土)午後2時00分～午後3時40分</p> <p>【場所】 武蔵村山市民会館小ホール</p> <p>【内容】</p>

	<p>講演会</p> <p>演題 パートナーシップの時代</p> <p>講師 見城美枝子氏（青森大学教授）</p> <p>【参加者数】</p> <p>185名</p>
第8回	<p>【日時】</p> <p>平成20年3月2日（日）午後2時00分～午後3時40分</p> <p>【場所】</p> <p>武蔵村山市民会館小ホール</p> <p>【内容】</p> <p>講演会</p> <p>演題 車椅子からの出発（たびだち）</p> <p>講師 鈴木ひとみ氏</p> <p>【参加者数】</p> <p>147名</p>
第9回	<p>【日時】</p> <p>平成20年11月30日（日）午後2時00分～午後3時30分</p> <p>【場所】</p> <p>武蔵村山市民会館小ホール</p> <p>【内容】</p> <p>講演会</p> <p>演題 治安回復は健全な家庭の構築から</p> <p>講師 田宮榮一氏</p> <p>【参加者数】</p> <p>96名</p>

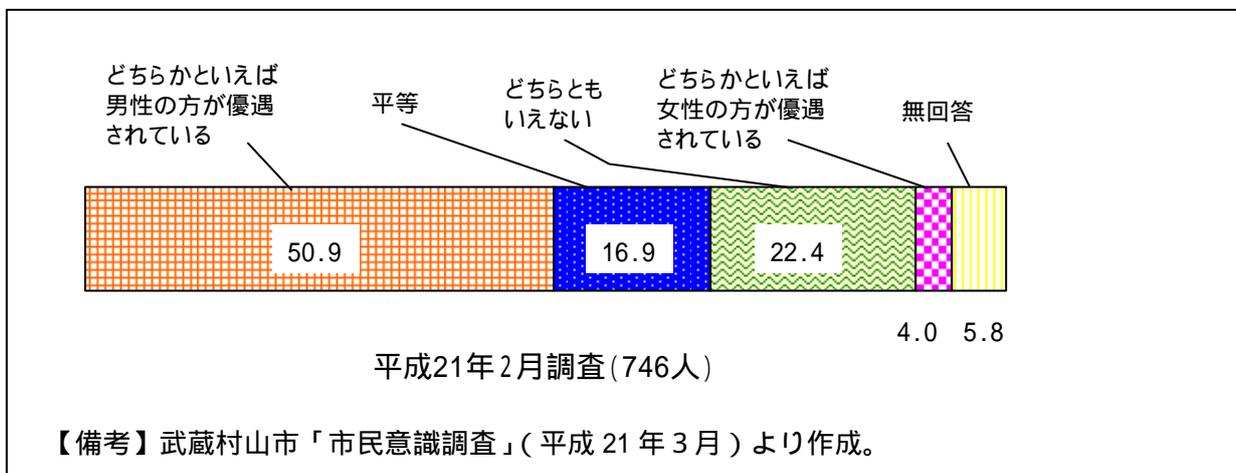
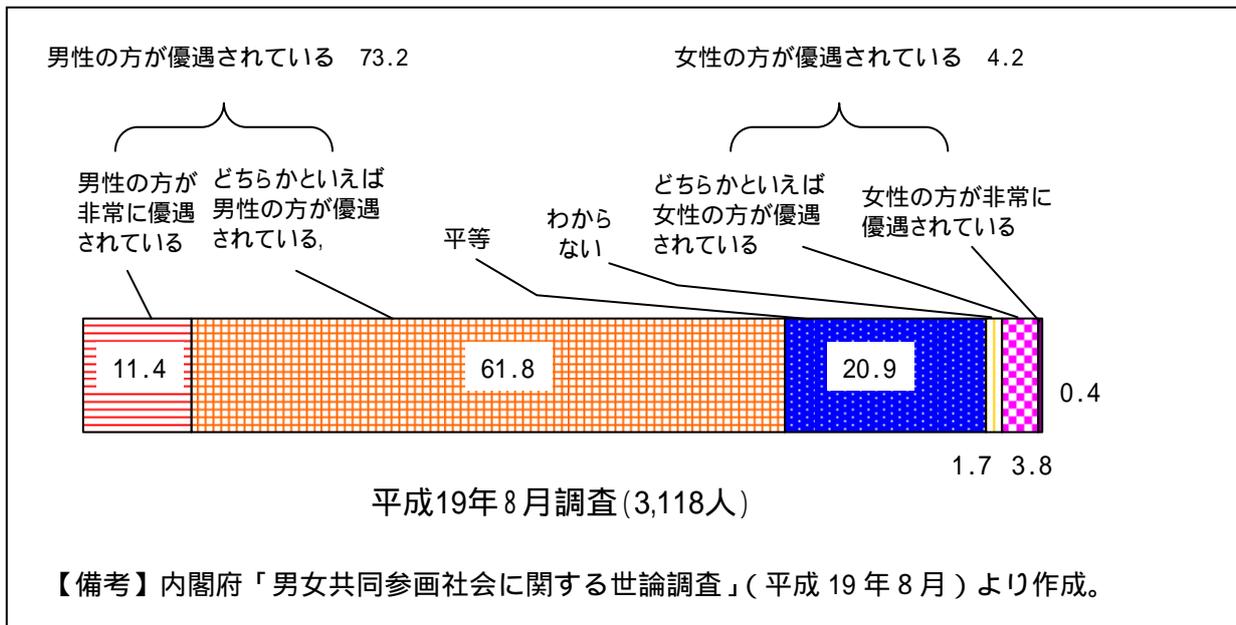
# だれもがイキイキと暮らせる社会を目指して



男女共同参画社会・・・

『男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会』

## 男女の地位は平等？



内閣府の世論調査も武蔵村山市の市民意識調査も「男性優遇」と感じている割合が高く、「女性優遇」と感じている割合は極めて低い。特に世論調査では、4人に3人が「男性優遇」と考えている。

# 男女共同参画社会というけど、具体的に何をしているの？

## 1

### 男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日公布、施行）

主な特徴は

- ・男女いずれか一方を対象とした規定はない。
- ・国、地方公共団体と国民の責務を明記している。
- ・5つの基本理念（男女の人権の尊重 / 社会における制度又は慣行についての配慮 / 政策等の立案及び決定への共同参画 / 家庭生活における活動と他の活動との両立 / 国際的協調）を掲げている。
- ・積極的改善措置（ポジティブ・アクション）について規定している。

**男女共同参画基本計画（第二次）**・・・男女共同参画社会基本法に基づく基本計画として、平成 17 年 12 月 27 日に閣議決定されたもの。第二次基本計画では、12 の重点分野を掲げ、それぞれについて平成 32 年までを見通した施策の基本的方向と平成 22 年度末までに実施する具体的施策の内容を示している。

男女共同参画社会基本法施行日にちなみ、毎年・・・

## 男女共同参画週間 6 月 23 日 - 29 日

## 2

### 政策・方針決定の場に女性を投入！！

- ・国の審議会等における女性委員の参画の拡大
- ・女性公務員の採用・登用等
- ・女性のチャレンジ支援
- ・科学技術分野における女性の参画の拡大

会議等で女性の意見が採用されるには、委員全体の 3 割は女性が必要！



女性の再就職・起業等に係る総合的な支援策『女性の再チャレンジ支援プラン』

女性が安心して子育てしながら再チャレンジできる環境づくりは、男女共同参画社会の形成や少子化対策を進める上で重要である。このため、子育て等により一度仕事を中断した女性の再就職・起業などを総合的に支援するプランである。

## 3

### 就業に関すること

- ・男女雇用機会均等法
- ・労働基準法
- ・均等推進企業表彰

賃金について女性であることを理由とした男性との差別的取扱いの禁止 など

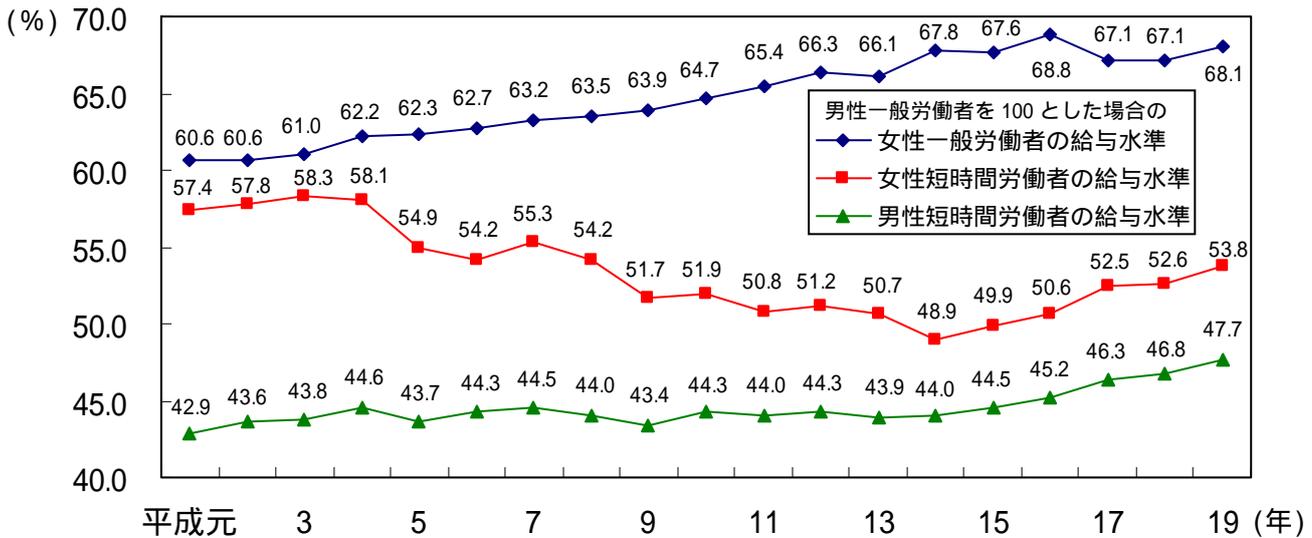
男女雇用機会均等法のポイント

- ・性別による差別の禁止
- ・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止
- ・セクシャルハラスメント対策

など

# 参考

## 労働者の1時間あたり平均所定内給与格差の推移



【備考】厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

男性一般労働者に対して、女性一般労働者は68.1%、男性パートタイムは53.8%、女性パートタイムは47.7%と大変低く、女性の年金の低さになり、貧困化にもつながる。年々縮小傾向にあるものの、世界でもこのような格差はなく、男女賃金格差是正を指摘されている。

# 4

## 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

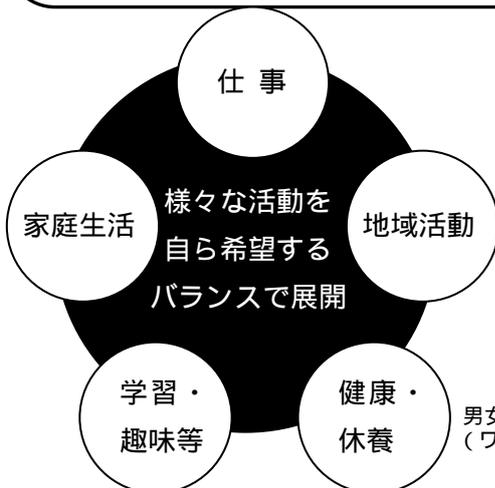
- ・次世代育成支援対策推進法
- ・育児・介護休業法
- ・少子化社会対策基本法
- ・マザーズハローワーク



### 育児・介護休業法の中身は??

1. 育児休業制度
2. 介護休業制度
3. 子の看護休暇制度
4. 勤務時間の短縮等の措置 など

仕事と生活の調和が実現した姿



男女共同参画会議・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会より

『ワーク・ライフ・バランス』とは、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態である。

今、仕事と生活の間で問題を抱えている人が多く見られる。働く人々の将来への不安や、豊かさが実感できないことが大きな要因となっていて、社会の活力の低下や少子化・人口減少という現象にまで繋がっているといえる。それを解決することで、仕事と生活の調和の実現ができる。

# 5

## 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
- ・女性に対する暴力をなくす運動等
- ・人身取引の取締り

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク



パープルリボン

## 女性に対する暴力をなくす運動 11月12日－25日

暴力根絶運動

結婚したことのある人のうち、配偶者から「身体的暴力」、「心理的攻撃」、「性的強要」のいずれかのうち何度もあったと答えた人は、女性で10.6%、男性で2.6%となっている。



## イキイキするための課題

### 数値目標

2020年までに『指導的地位に女性が占める割合を30%』とする。  
また、ワーク・ライフ・バランスの行動指針では…

第一子出産前後の女性の継続就業率

現状	38.0%	2017年	55%
----	-------	-------	-----

育児休業取得率

(女性)	現状	72.3%	2017年	80%
------	----	-------	-------	-----

(男性)	現状	0.50%	2017年	10%
------	----	-------	-------	-----

男性の一日の育児・家事時間

現状	60分	2017年	2時間30分
----	-----	-------	--------

と規定している。

### 労働条件を均等に

表「労働者の1時間当たり平均所定内給与格差の推移」で示したとおり、まだまだ賃金男女格差がある。

正規・非正規の労働条件を均等にすることで女性はもっと働きやすくなる。少子高齢化により、働き手がどんどん減っているのが現状である。これからは女性の就業が、社会の鍵となってくるのではないかと。就業を考えている女性に、積極的にロールモデルを見せるなどし、女性労働に対する支援をする必要がある。

## 意識改革

少子化対策として有効な施策は「保育サービスの多様化」「ベビーシッター費用等の税制優遇」などの制度も大事だが、「意識改革」も重要な要素である。女性に限定せず、「すべての人が家庭や地域生活を大切にしながら働くべき」である。そのためにも長時間労働の是正をしていき、ワーク・ライフ・バランスの実現が重要課題といえる。そして、男性が家事・育児・介護にもっと参加することが必要である。

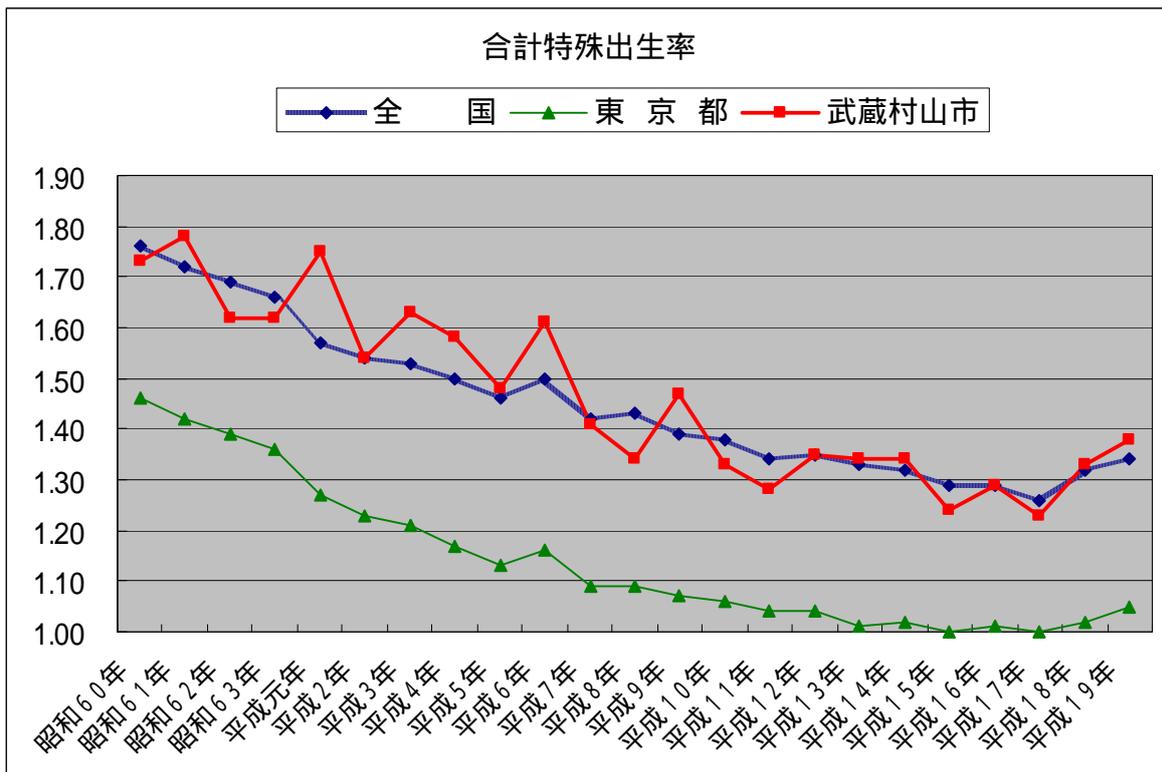
女性の7割が第一子出産後に仕事を辞めている。

もともと意志を持って働き続ける人は、38.0%

…企業が努力しても、女性は辞めていく現状がある。



# 今後の日本を支える子どもたち



19年度の日本の合計特殊出生率が1.34(18年度1.32)に上がったのは、分母である産む女性の数が減った結果である。出生数は、18年度より減少している。もっと産む女性の数を増やすか、出生率を上げなければならない。自分自身の未来のためにも、すべての人の老後のためにも…。

合計特殊出生率は、その年次における15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む子ども数の平均を表している。